⑷　実習指導

実習実施機関は、技能実習計画に基づき、定期的に技能実習生の技能等の修得状況を確認し、個々の技能実習生の習熟度に応じた適切な実習指導を行うよう努めるものとする。また、入管法等の規定により、実習実施機関に配置することとされている技能実習指導員については、対象技能等に係る公的な資格を取得する等その指導能力の向上に努めるものとする。

6　技能実習２号への移行

⑴　技能実習２号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等について評価を受けなければならない。当該評価は、７に定めるところによる。監理団体又は実習実施機関は、技能実習２号の技能実習計画について評価を受けなければならない。当該評価は、技能実習１号での修得技能等の成果を踏まえたより実践的な技能等に習熟する上での適合性の観点から、制度推進事業の実施機関（以下「制度推進事業実施機関」という。）が行う。

⑵　在留資格変更の可否は、⑴の修得技能等の評価、技能実習計画の評価及び技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣により決定される。

なお、法務省では、在留資格変更申請について、技能実習１号の期間満了のおおむね１箇月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。

⑶　技能実習２号への移行を希望する技能実習生は、原則として技能実習１号の期間が終了する４箇月前までに、制度推進事業実施機関に対し、氏名、性別、送出し国、習熟を希望する移行対象職種・作業の種類、技能実習２号への移行のために受検を予定する検定・資格試験等、受検を希望する時期その他必要な事項を明らかにして修得技能等の評価を受けることを申し出るものとし、実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続について必要な援助を行う。

⑷　実習実施機関は、自ら又は監理団体を経由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習２号に移行した者の氏名等を制度推進事業実施機関に報告するものとする。

⑸　予定されている技能実習２号の技能実習期間が１年を超える場合には、技能実習２号への移行後おおむね１年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣が在留期間更新の可否を決定する。

7　修得技能等の評価

⑴　修得技能等の公的評価システム等

イ　技能実習２号への移行に係る修得技能等の評価は、検定・資格試験等を実施している技能検定実施機関等（以下「公的評価機関」という。）の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、制度推進事業実施機関が行う。

ロ　制度推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み（以下「公的評価システム」という。）は、技能検定及び２の⑶の規定により、認定されたものとする。

⑵　修得技能等の評価の受検手続等

イ　制度推進事業実施機関は、６の⑶の申し出があった場合は、技能実習の内容、受検を希望する検定・資格試験等、受検希望時期等に応じ、公的評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受検日等の連絡を行うものとする。

ロ　技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習１号の期間の４分の３程度を経過した後に受けるものとする。

ハ　技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る公的評価システムによる検定・資格試験等を受検するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、１回に限り再受検することができる。

ニ　実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受検について必要な支援を行うものとする。

ホ　公的評価機関は、速やかに検定・資格試験等の結果を制度推進事業実施機関に対し通知するものとする。制度推進事業実施機関は、その結果を取りまとめ、法務省に報告するものとする。

⑶　技能実習終了時の修得技能等の評価

イ　実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受検その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。

ロ　実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受検等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

8　技能実習状況の把握等

厚生労働省においては、制度推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出に基づき技能実習生の実態を把握し、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件及び安全衛生の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

9　帰国担保

⑴　実習実施機関（企業単独型に限る。）又は監理団体（団体監理型に限る。）は、技能実習生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じなければならない。帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、実習実施機関又は監理団体においてその全額を負担しなければならない。また、技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合には、当該事実を制度推進事業実施機関に報告するものとする。なお、監理団体等において、法務省令の規定に基づき地方入国管理局への報告を行わなければならない場合がある。

⑵　制度推進事業実施機関は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、送出し機関及び監理団体との連携及び協力を図るものとする。

10　技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

⑴　技能実習の継続が不可能となった場合には、監理団体又は実習実施機関は、その旨を地方入国管理局に申し出るとともに、職種拡大推進事業の実施機関（以下「職種拡大推進事業実施機関」という。）に報告するものとする。

⑵　技能実習の継続が、実習実施機関の倒産、監理団体又は実習実施機関が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ、本人が継続して実習を希望するときには、監理団体及び実習実施機関は相互に協力して新たな受入れ機関を確保するよう努める必要がある。また、職種拡大推進事業実施機関においては、監理団体又は実習実施機関から協力を要請された場合には、関係機関と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の実習実施機関で技能実習を継続することが可能となるよう、新たな受入れ先の開拓、情報提供等の支援を実施するものとする。

11　制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の役割等

⑴　制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、⑵及び⑶の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。

⑵　厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする制度推進事業を制度推進事業実施機関に委託して実施する。

イ　技能実習２号の技能実習計画の評価（６の⑴）

ロ　技能実習２号への移行に係る修得技能等の評価（７の⑴のイ）

ハ　修得技能等の評価の受検手続の支援（７の⑵）

ニ　監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施

ホ　技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。

ヘ　技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。